

倒壊、住民の死傷を生じた。

2 千島方面の状況

北千島方面に於ては、昭和二十年に入つて以来、絶えず、米潜水艦の跳梁跋扈並爆撃を蒙り、將兵は緊張の中に八月を迎えたが、八月十二日始末て、ソ獨と思われる艦艇から射撃の洗礼を受け、続いて、十四日、カムチャツカ半島の南端ロバトカ岬の長射程砲は、指揮の間に在る千島列島最北の占守島に対し火を吹いた。

仍つて、獨島及幌廬を守備する才九十一師團（師團長、堤不夾貴中將）は、清洲及樺太方面に於ける対ソ戦の威行きを注視しつつ、作戦準備を固めて居たが、八月十五日、予期せざる終戦の放送を耳にし、將兵等しく悲憤の涙に暮れたのであつた。

師團長は、十七日、方面軍司令官の訓示 並 已むを得ざる自衛行動の遂行時戦闘行動を中止すへき命令 を 伝達した。

夏八月十八日午前一時半頃、ソ軍は、再び、ロバトカ岬の長射程砲による射撃に次いで占守島北端に上陸作戦を開始した。茲に於て、該方面の部隊は、自衛の爲応戦に努めたが、ソ軍は、払曉頃迄に逐次地歩を拡大した。師団長は、此の状況を知り、先づ、占守島南端の部隊中歩兵一大隊、戦車一中隊をして当面の敵を攻撃せしめ、引続き、戦車一連隊、歩兵一大隊、工兵一大隊をして反撃を行わしめた。戦車才十一連隊長池田末男大佐は勇躍先頭に立つて突進し、払曉頃以來、戦車連隊は逐次戦闘に加入し、先遣歩兵と協力して敵を攻撃した。然るに、當時濃霧深く、各所に混戦を惹起し、池田連隊長以下多数の戦死者を齎したが、後続部隊の到着と共に、一挙にソ軍を水際に撃滅する態勢となつた時、方面軍から、重ねて即時戦闘中止の作戦命令が下り、茲に、十八日午後四時、師団長は停戦を命令し、その交渉の爲軍使（長、長嶋大尉）を派遣して、両軍共先づ停戦、次いで、武器の授受を行ふ件について、協議した。然し、翌十九日なるも軍使は帰来せず、敵の戦闘態勢は一向に緩和せられないので、師団長は重ね

て、杉野少将（歩兵才七三旅団長）に柳岡参謀長以下を附し、
敵方に使せしめた。

然る処、その帰来後の説明によると、敵の態度は甚だ高圧的で、砲造
軍事的に我方を圧迫せんとする空気が窺われたので、更に、柳岡参謀
長を敵方に派遣して、ソ軍指揮官に対し、ソ軍に於て今后戦闘行動に
出る場合、日本軍は砲造武力を以て自衛行動を採るべき旨を通達した
処、八月二十日、柳岡参謀長等軍使一行は、ソ軍側將校数名と共に帰
來し、爾后、相互折衝の上、二十三日には、先づ停戦、然る后武器の
引渡しを行うと言ひ我方の考えを実施に移すことが出来ることとなり、
兵団主力は、早くも二十五日迄に武器の引渡しを終了した。

而して如上の戦闘による戦死者は百七十有餘を越え、又、相当の生死
不明者を出したが、武器引渡后、ソ軍は直ちに作業大隊を編成し、従
來の組織を破壊する態度に出で、その調査を許さなかつた。

以上の如き経緯を辿つた后、八月二十一日、才九十一師団長は、ソ側
の要求により、幕僚を帯同し桃懸嶺に在るソ軍遺骸に赴き、軍団長

夕ネチゴ少将以下と会見し、日本軍の配備その他について説明し、且つ、懸談を交えた。

かくて、占守、幌廬兩島所在部隊の武器引渡は二十四日夕迄に概了した。

当時、現地には、日魯漁業関係の職員労務者その他、その婦女子が約二百数十名居たが、師団長は、ソ連軍進入の後の事態を慮り、八月十九日小船二十余隻に分乗せしめ身一つで、急遽北海道に脱出させたが、幸い濃霧に紛れ、十数日の后、全部北海道に安着し、ソ軍の毒牙から免れることが出来た。

尚、如上、北千島に対するソ軍の行動並才九十一師団の自衛戦闘に關し、才五方面軍司令官は、十八日、中央に対し、

今十八日未明占守島北端に敵（現地の報告不明なるもソ軍なるが如し）の一部上陸し、才九十一師団の一部も亦之を邀えて自衛的戦闘実施中なる処、敵は先に停戦を公表し乍ら、此の拳に出づるは甚だ不都合なるを以て關係機関より速に折衝せられ度上申す

と電報したので、大本営は、直ちに、マツカーサー司令部に宛て、才十二号電を以てソ連に対し至急停戦するよう指導あり度き旨申入れを行つた。

中千島に於ける松輪島の独立混成才四十一連隊及得撫島の独立混成才百二十九旅団は、共に、ソ軍の来攻を迎えることなく、終戦の命に接し、前者は八月二十五日、ソ軍軍使を迎え、直ちに局地停戦協定を成立せしめ、翌二十六日、武器を引渡し、又、後者は、八月三十一日自ら武装を解除した。

南千島の択捉・国後・志免の各島は才八十九師団（師団長、小川権之助中将）が之を守備して居たが、何等波瀾の生ずることもなく、二十八日、ソ軍を迎え、翌二十九日、十三時より、天寧に於て彼我首脳者会見し、他地区と全様なる諸事項の他、特に、

又日本軍艦船及航空機の来島を禁ずること

上 韓島の為日本軍兵營の建築は差支えないこと

下 一親住民は十九時より翌朝六時迄の間以外は、自由に行動する
ことが出来ること

4 地方警備の為日本軍憲兵の行動は差支えなく為之憲兵は將校以下
帯刀（剣）差支えないこと

5 日本軍の病院の継続差支えないこと
を協定し、天寧附近の才八十九師団主力は、二十九日、其他は概して
三十日に、武器の引渡しを概了した。

3 北方移送並勞務

樺太にあつては、武装解除后、北部の上敷香に才八十八師団の一部
約四〇〇〇名が、又南部の落合、豊原、大泊、真岡附近に同師団主力
の他、方面軍直轄部隊及航空の各一部約一四〇〇〇名が集結したが、
九月三日以降連絡が杜絶し關係者を憂慮せしめた。